

安心の住まいをプラスアルファ



安住α

マイホームの安心を
“足もと”から保証！

日本初の地盤保証システムの実績
地盤100% (最大5,000万円) 保証

表面波探査法による地盤調査の結果に基づいて適切な地業・地盤対策・改良工事
基礎の設計・施工を行ったにもかかわらず、不同沈下が発生し建物に障害が生じた場
合、地盤と建物の修復工事を行います。

※建物の修復に於いては、原状回復と認められる範囲での修復工事となります

保証団体：特定非営利活動法人 住宅地盤診断センター

調査方法：表面波探査法による地盤調査

保証対象：木造・軽量鉄骨造3階建、地下1階建以下の建物
(工場・倉庫を除きます)

延床面積1,000㎡以下

※ビイック欄による解析・判定に則って設計・施工を行った物件に限ります

保証料：¥25,000(税抜)

※ご入金後のキャンセルは手数料を頂戴する場合がございます

10年保証/5,000万円

NPOの100%保証



安住α 大きな安心をサポート



NPO法人の安心保証

当NPO(特定非営利活動法人)は、約100社の地盤調査会社(法人会員)で構成されて
います。たとえ会員企業が倒産したとしても、NPO法人は支障なく運営していくことができます。



大手損害保険会社と保険契約を締結

当NPOは、大手損害保険会社と保険契約を締結し、資力の心配なく地盤保証が行える
仕組みを構築しております。



基礎着工日から保証開始

地盤調査と同時に申し込みいただくことで、基礎着工時から地盤保証が開始します。

建築中の不同沈下に対しても保証が適用されます。

保証期間は引渡し日より満10年間(建築期間含む)。

地盤調査日より満2年を経過しても引渡しが生じない場合は、地盤調査日より満2年を経過した日
が保証開始日となります。



ビルダー様倒産時はお施主様へ保証

保証期間中に保証加入会社様(ビルダー様・住宅供給業者様等)が倒産した場合には、
対象物件のお施主様に対して、保証が引き継がれます。



【地盤保証の概要と手続きの流れ】

1. 地盤保証にご加入できる方

地盤保証「安住α」は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)上の瑕疵担保責任を負う住宅供給者様(引渡業者様)または店舗・事務所の供給者様(引渡業者様)等がご利用することができます。1物件ごとのご加入となります。

2. 対象物件

木造または軽量鉄骨造で地上3階・地下1階までの建物、かつ延床面積1000㎡以下、軒高10m以下の新築建物が対象となります。店舗・事務所等も対象となります。ただし、工場・倉庫はご加入いただけません。詳細はお問合せください。

3. 地盤調査

地盤保証「安住α」のご利用にあたっては、NPO住宅地盤診断センター会員企業が行う表面波探査法による地盤調査(支持力・予測沈下量調査)が必要となります。また、地盤調査報告書にはビイック株式会社による基礎考察が添付されていることが必要です。さらに、基礎考察に従った内容の設計・施工を行っていただくことが保証の条件となります。

なお、適切な地盤調査を行うために障害となる要因がある場合、障害要因を排除した後に地盤調査を行うことが必要です。

※障害要因の例:既存構造物が存在する場合、調査後に盛土・切土・埋戻し等の造成予定がある場合、樹木を抜く場合、建物配置内にコンクリートが存在している場合、埋設物を掘り起こす場合、等。

4. 手続きの流れ

①地盤保証のお申込み

NPO住宅地盤診断センター正会員企業へ地盤調査とともにお申込みください。



②地盤調査報告書の基礎・地盤提案書に従った地業または地盤対策(補強)工事の実施

工事を実施する際は写真の撮影・保管が必要となります。

基礎考察の中で「表面波探査法による再度の地盤調査が必要」と明記された物件については、地業または地盤対策工事後に、表面波探査法による再調査(効果確認)が必要となります。



③「地盤対策(補強)工事報告書」のご提出 ※地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件のみ

地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件については、地盤補強工事専門業者に工事をご依頼ください。一部の工法を除き、指定工事会社制は採用しておりません。ただし、小口径鋼管杭等一部の工法については、工事実施前に当NPOと工事施工業者様との間で、施工責任についての覚書を取り交わすことが必要となります。



④「地盤保証書発行申請書」のご提出

地盤保証「安住α」の保証は基礎着工時点から開始し、引渡日から満10年間をもって終了します。物件名および住所が確定次第、「地盤保証発行申請書」をご提出ください。

※着工後に地盤保証のお申し込みをいただいた場合、保証はお申込時点から開始となります。

また、地盤調査日より満2年を経過しても引渡しが生じない場合は、地盤調査日より満2年を経過した日が保証開始日となります。



⑤「地盤保証書」の発行

保証書が到着したら内容をご確認の上、大切に保管してください。

※地盤保証書の発行には、事前に地盤保証料のお支払いが完了していることが必要です。

※保証書の再発行には2,000円(税抜)の手数料を頂戴いたします。

保証団体

特定非営利活動法人 住宅地盤診断センター (2003年内閣府認証:府国生第568号)

お問合せ

NPO正会員 地盤調査専門会社 **ビイック株式会社** 営業部

〒113-0021 東京都文京区本駒込6-20-4

TEL:03-3947-5800 FAX:03-3947-7675 <http://www.vic-ltd.co.jp>